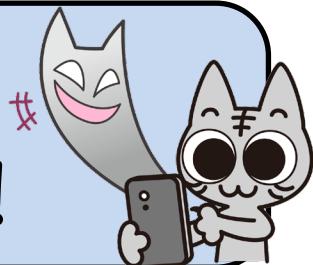


かながわ
消費生活

注意・警戒情報

そのURL本当に大丈夫！？

フィッシング詐欺※に注意！



※ 実在する組織をかたり、ID、パスワード、クレジットカード番号等の個人情報をだまし取る詐欺のこと

相談事例



- 宅配業者をかたるメールの指示に従いデビットカードの情報を入力したところ、数万円が口座から引き落とされていた。
- クレジットカード会社をかたり「不正利用があった」とメールがきて個人情報やカード番号を入力してしまった。



これってフィッシング詐欺！？と思ったら…

- ☑ 個人情報を入力してしまったら、すぐに金融機関やクレジットカード会社などに連絡しましょう。
- ☑ IDやパスワードなどの使い回しを避けることで二次被害を防ぐことができます。

トラブルに遭わないためのポイント！

- ☑ メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない。
- ☑ ブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスする。
- ☑ フィッシングサイトのおそれがあるときは、個人情報を絶対に入力しない。



☆ フィッシング対策協議会HPには、フィッシングへの予防的対策や、フィッシングの被害に遭った場合の対応が載っています。よく確認しておきましょう。

詳細はこちら →



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

いやや
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとめた部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。

国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶

若者のための消費者被害特別相談のお知らせ

若者の消費者トラブルに関する相談に、消費生活相談員がお応えします。

○日時 令和8年1月13日（火）、1月14日（水）

各日 午前9時30分～午後5時

○方法 電話のみ 相談電話：（045）311-0999

○対象 神奈川県内に在住、在勤、在学の原則29歳以下の方



こんなご相談増えています！～美容医療～

- ◆ 高額な美容医療を強引に勧められ契約したが、効果を感じられず、支払いも厳しく解約したい。
- ◆ 通っていた脱毛クリニックが倒産し、未施術分を返金してほしいが、連絡がとれない。

- ◇ 今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、モニター契約等を勧められても、その場で契約・施術をしないようにしましょう。
- ◇ 施術前に、リスクや副作用の確認をしましょう。
- ◇ クレジットを組んでまで必要な施術かどうか、よく考えましょう。
- ◇ 特に、長期間・複数回の施術の契約は慎重に検討しましょう。



☆ 不安に思ったときや、トラブルになったときは消費生活センターに相談しましょう。

悪質な訪問販売 撲滅！キャンペーンイベント ＆ くらしの経済講演会

～楽しく学ぼう！身近なお金と経済のこと

日 時：令和8年1月24日（土）10:00～16:00

会 場：ダイナシティウエスト（小田原市中里208）

内 容：
●悪質な訪問販売 撲滅！ キャンペーンイベント

⇒悪質な訪問販売の手口や対処法などを紹介するパネル展示、
クイズコーナー、啓発物品配布 など



●くらしの経済講演会～楽しく学ぼう！身近なお金と経済のこと
⇒講師のパックンマックンとともに、金融に関する正しい知識や情報を学ぶ、トークセッション



詳細はこちらから

落語家の立川晴の輔さんが、悪質な訪問販売の手口や対処法、困ったときの相談窓口について、オリジナル小噺を通じてわかりやすく教えてくれる動画を配信中です。ぜひ見てね！



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP

X (旧 Twitter)